

特別割引用 I C 証票乗車券取扱規程 (平成 29 年 3 月 17 日営第 33 号)

第 1 章 総 則

(目的) 平成 29 年 4 月 1 日制定

第 1 条 この規程は、旅客が I C 証票乗車券取扱規則に規定された I C 証票乗車券のうち、記名式 I C 証票乗車券である「第 1 種身体障がい者・介護者、および第 1 種知的障がい者・介護者用特別割引 I C カード」(以下、「特別割引用 I C カード」といいます)により山陽電気鉄道株式会社(以下、「当社」といいます)線を利用する場合の取扱いについて必要な事項を定めたものです。

(適用範囲) 平成 29 年 4 月 1 日制定

第 2 条 当社線における特別割引用 I C カードの取扱いについては、I C 証票乗車券取扱規則(以下、「I C 規則」といいます)に定めるほか、この規程の定めによります。

2 この規則に定めていない事項については、旅客営業規則、身体障害者旅客運賃割引規則および知的障害者旅客運賃割引規則の定めによります。

(用語の意義) 平成 29 年 4 月 1 日制定

第 3 条 この規程に掲げる主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとし、この規程に特に定めのないものについては、旅客営業規則に定める定義によるものとします。

(1) 「本人用カード」とは、身体障害者旅客運賃割引規則第 2 条に規定する身体障害者および知的障害者旅客運賃割引規則第 2 条に規定する知的障害者のうち、第 1 種身体障害者または第 1 種知的障害者本人が使用可能な特別割引用 I C カードをいいます。

(2) 「介護者用カード」とは、身体障害者および知的障害者が本人用カードで当社線を乗車する際、介護者として同行する旅客のみが使用可能な特別割引用 I C カードをいいます。

(規程の変更) 平成 29 年 4 月 1 日制定

第 4 条 この規程およびこれに基づいて定められた規程は、予告なしに変更されることがあります。

(旅客の同意) 平成 29 年 4 月 1 日制定

第 5 条 旅客は、この規程およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつこれに同意したものとします。

第 2 章 特別割引用 S F 式 I C 証票乗車券

(使用方法) 平成 29 年 4 月 1 日制定

- 第 6 条** 身体障害者または知的障害者が本人用カードを使用して乗車するときは介護者を同行させ、I C 規則第 9 条に規定する使用方法により同時に入場および出場しなければなりません。
- 2 前項の介護者は、必ず身体障害者または知的障害者本人の介護者用カードで乗車しなければなりません。ただし、当社線および連絡運輸の取扱いをする他社線の普通旅客運賃計算キロ程片道 101 キロメートル以上の区間を乗車する場合は、介護者の同行を必要としません。
 - 3 身体障害者または知的障害者が車椅子を使用しているときは、介護者を 2 名まで同行させることができます。この場合、介護者用カードを使用しない介護者は、他の乗車券にて同行することができるものとします。
 - 4 身体障害者および知的障害者が本人用カード以外の乗車券を用いて乗車するときは、介護者は介護者用カードで乗車することはできません。

(適用運賃) 平成 29 年 4 月 1 日制定

- 第 7 条** 前条に規定する使用方法により特別割引用 I C カードで乗車する場合は、出場時に特別割引用 I C カードに対して、普通旅客運賃を 5 割引した額を収受します。

(身体障害者手帳および療育手帳の携帯) 平成 29 年 4 月 1 日制定

- 第 8 条** 身体障害者または知的障害者は、本人用カードを使用して乗車しているときは、身体障害者手帳または療育手帳を携帯して係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければなりません。

(入場状態の特別割引用 I C カードの取扱方) 平成 29 年 4 月 1 日制定

- 第 9 条** 身体障害者、知的障害者またはその介護者から運賃または不足額を現金で収受する場で、不正乗車とならない場合は、第 7 条の規定によります。ただし、身体障害者手帳または療育手帳の提示がない場合は、第 7 条の運賃は適用しません。

(無効となる場合) 平成 29 年 4 月 1 日制定

- 第 10 条** I C 規則第 21 条のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には特別割引用 I C カードは無効とし、回収します。
- (1) 介護者用カードを本人用カードと同時かつ同区間以外で使用した場合
 - (2) 第 6 条第 2 項ただし書き以外の乗車で、本人用カードを介護者用カードと同時かつ同区間で使用しなかった場合
- 2 I C 規則第 21 条および前項の規定により本人用カードを無効として回収した場合、本人の介護者用カードは無効として回収します。また、介護者用カードを無効として回収した場合、記名人の本人用カードは無効として回収します。

特別割引用 I C 証票乗車券取扱規程 11~12 (2017 年 3 月追録 16)

(使用停止) 平成 29 年 4 月 1 日制定

第 11 条 I C 規則第 21 条および前条に規定する事案が判明した場合は、特別割引用 I C カードを使用停止することがあります。

2 前項の規定による使用停止に対し、特別割引用 I C カード発行事業者から情報を得て身体障害者および知的障害者に対して告知する場合があります。

3 第 1 項の規定による使用停止に対し、当社はその責を負わないものとします。

(免責事項) 平成 29 年 4 月 1 日制定

第 12 条 I C 規則第 8 条および前 2 条の規定により、特別割引用 I C カードが使用できず、第 7 条に規定する運賃の割引が適用されない場合であっても、当社はその責を負わないものとします。

附 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

